

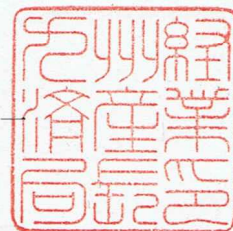
経 済 産 業 省

20190507公開九州第1号
令和元年5月17日

行政文書不開示決定通知書

中村 満雄 殿

九州経済産業局長 塩田 康



令和元年5月7日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき下記1. のとおり開示しないことと決定したので通知します。

記

1. 不開示決定した行政文書の名称等

設備ID=A892254H46、発電設備の所在地=鹿児島県霧島市霧島田口扇山2704-1
他で認定を受けている太陽光発電関連書類の内、20190110公開九州第1号（平成31年3月4日）で開示を受けたもの以降の申請書類、交付書類の全ての開示を求めます。

2. 不開示とした理由

上記1. に該当する行政文書については、作成も取得もしておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3. 担当課室等

担当課室：九州経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課
電話番号：092-482-5473